

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
がとき、
の翌日)

目次

◇規則

市町村に対して交付すべき昭和五十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則

◇告示

町等の区域の変更等
字等の区域の新設等
被爆者一般疾病医療機関の指定
土地改良事業計画の適否の決定(六件)
土地改良法による換地処分(二件)
解除予定の保安林

規則

市町村に対して交付すべき昭和五十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則をここに公布する。

昭和五十五年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十九号

市町村に対して交付すべき昭和五十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)の定めるところに基づき、市町村に対して交付すべき昭和五十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(端数計算)

第二条 基準税額及び基準額を算定する場合においては、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

(市町村民税の所得割に係る当該年度に係る基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税の所得割に係る市町村ごとの当該年度に係る基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

〔 (48,375円×α) × A - B + C + D) × 0.731) × 1.002695543
 (48,375円×α) に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

- A 昭和54年度市町村税課税状況等の調 (昭和54年6月15日付受地第194号各市町村長あて総務部長通知に基づき調査をいう。以下同じ。)
- 第12表合計の表側「課税標準額の段階」ごとの表頭「有資格者」欄の端数に別表第一に定める率を乗じて得た数 (整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。) の合計数に別表第二のAの欄に定める率を乗じて得た数 (整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)
- B 昭和54年度市町村税課税状況等の調第12表合計の表側「計」、表頭「税額控除額」のうち (h) 欄に係る額に1.032を乗じて得た額 (500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)
- C 昭和54年度市町村税課税状況等の調第16表 (退職所得の分離課税に係る所得割額に関する調) の表側「昭和53年度」のうち「計」欄に係る額に1.723を乗じて得た額 (500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)
- D 分離短期譲渡所得及び分離長期譲渡所得の測定見込額等に関する調へについて (昭和55年3月18日付発地第34号各市町村長あて総務部長通知に基づき調査をいう。) の表頭「昭和55年度測定見込額等」のうち「計C」欄に係る額

α 課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として

算定した別表第二のBの欄に定める単位数補正率

(半面をなぞり無償保の其特保額の設定方法)

第四條 中區村たばこ消費税の半面をいこの其特保額は、知事が次の算式

により算定した額とす。

算式

$$\{6,989円 \times (A \times B) \times 0.13575\} \times 0.999710619$$

(A × B) に500本未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500本以上1,000本未満の端数があるときはその端数を1,000本とする。

算式の符号

- A 当該市町村の区域内における昭和54年3月1日から昭和55年2月29日までの間のたばこ売り渡し本数 (500本未満の端数は切り捨て、500本以上1,000本未満の端数は1,000本とする。以下同じ。)

B 次の算式によつて算定したたばこ売り渡し本数の伸率 (算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} \right) \div 1.0114 \times 1.0030$$

a 前記Aに同じ。

b 当該市町村の区域内における昭和52年3月1日から昭和53年2月

28日までの間のたばこ売り渡し本数

(電気保の其特保額の設定方法)

第五條 電気保の半面をいこの其特保額は、知事が次の算式により算定した額とす。

算式

$$\{(A \times B) \times 0.75\} \times 0.998986177$$

算式の符号

A 昭和54年3月1日から昭和55年2月29日までの電気料金(地方税法(昭和25年法律第226号)第488条に規定する料金相当額を含む。)に係る電気税として、電気事業者又は自家発電者が昭和54年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額

B 次の算式によつて算定した電気税の伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left\{ \sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.0934 \right\} \times 1.0178 \times 1.0351$$

a 前記Aに同じ。

b 昭和52年度の当該市町村における電気税のうち現年課税分の収入額

(ガス税の基準税額の算定方法)

第六条 ガス税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\{(A \times B) \times 0.75\} \times 0.999167082$$

算式の符号

A 昭和54年3月1日から昭和55年2月29日までのガス料金(地方税法第488条に規定する料金相当額を含む。)に係るガス税として、ガス事業者が昭和54年度中に当該市町村に納付し、又は納入した額

B 次の算式によつて算定したガス税の伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left\{ \sqrt{\frac{a}{b}} \div 1.0038 \right\} \times 1.0827 \times 0.9072$$

a 前記Aに同じ。

b 昭和52年度の当該市町村におけるガス税のうち現年課税分の収入額

(木材引取税の基準税額の算定に用いる用途別の素材生産推定量の算定方法)

第七条 木材引取税の基準税額の算定に用いる市町村ごとの用途別の素材生産推定量は、知事が調査した市町村ごとの昭和五十一年、昭和五十二年及び昭和五十三年における用途別の素材生産量の総数を三で除して得た数に、次の表の上欄に掲げる区分に従い当該下欄に定める率を乗じて算定するものとする。この場合において、その算定の過程及び算定した数量に一立方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

区 分	素材生産量補正率
杭木用材及びパルプ用材として使用されるもの	〇・五七一一八四
その他のもの	〇・六〇三八七八

(自動車取得税交付金の基準額の算定方法)

第八条 自動車取得税交付金の市町村ごとの基準額は、知事が次の算式に

らして算定した額とする。

算式

$$\{(A \times B) \times 0.75\} \times 0.999037015$$

算式の符号

A 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第55条の7の規定により、昭和54年度中に自動車取得税交付金として県が当該市町村に交付した額

B 次の算式によつて算定した自動車取得税交付金の伸率(算定の過程及び当該伸率に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

$$\left(\frac{a}{b}\right) + 1.145 \times 1.042$$

a 前記Aに同じ。

b 昭和52年度中に自動車取得税交付金として県が当該市町村に交付した額

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、市町村に対して交付すべき昭和五十五年分地方交付税のうち普通交付税の額の算定について適用する。

2 市町村に対して交付すべき昭和五十四年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定に関する規則(昭和五十四年十月鳥取県規則第六十二号)は、廃止する。

別表第一(第三条関係)

市町村民税所得割に係る課税標準額の段階別有資格者数に乘する率

課税標準額の段階	乗率
五万円以下のもの	八・五一八
五万円を超え十万円以下のもの	五・四三四
十万円を超え三十万円以下のもの	一・七五二
三十万円を超え五十万円以下のもの	一・一八九
五十万円を超え八十万円以下のもの	一・〇三七
八十万円を超え百十万円以下のもの	一・〇〇九
百十万円を超え百五十万円以下のもの	一・〇〇五
百五十万円を超え二百五十万円以下のもの	一・〇〇二
二百五十万円を超えるもの	一・〇〇〇

別表第二(第三条関係)

市町村民税所得割に係る単位額補正率

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	一・〇〇四	一・二八八	東郷町	〇・九九六	〇・八三九
米子市	一・〇一〇	一・二〇五	三朝町	一・〇二五	〇・六五七
倉吉市	一・〇三四	〇・九二八	関金町	一・〇五七	〇・五七六
境港市	〇・九九六	一・〇三四	北条町	一・〇四三	〇・六七六
国府町	〇・九九二	〇・七九一	大栄町	一・〇五一	〇・八一
岩美町	〇・九八七	〇・八一〇	東伯町	一・〇四一	〇・七九六
福部村	一・〇二〇	〇・五六四	赤碓町	一・〇四八	〇・七七九
郡家町	一・〇三三	〇・七四〇	西伯町	一・〇五一	〇・七六五
船岡町	〇・九八二	〇・六九二	会見町	一・〇三五	〇・七二八

河原町	一・〇二〇	〇・七二六	岸本町	一・〇四三	〇・七三二
八東町	一・〇〇七	〇・七〇四	日吉津村	一・〇〇七	〇・八六六
若桜町	〇・九九三	〇・七二七	淀江町	一・〇〇九	〇・八一六
用瀬町	〇・九九六	〇・七三二	大山町	一・〇四七	〇・七六七
佐治村	一・〇五六	〇・五三三	名和町	一・〇四四	〇・七五二
智頭町	一・〇二三	〇・七二二	中山町	一・〇三二	〇・七六八
気高町	一・〇〇九	〇・七六二	日南町	一・〇六一	〇・七九一
鹿野町	一・〇一三	〇・六四八	日野町	一・〇四五	〇・八七〇
青谷町	一・〇六二	〇・六六八	江府町	一・〇五六	〇・七二四
羽合町	一・〇〇四	〇・七六六	溝口町	一・〇三四	〇・七八五
泊村	一・〇四九	〇・六一三			

告 示

鳥取県告示第九百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を変更し、及び字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の変更及び字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による瀬地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町の名 称	湖山町南四丁目	湖山町南五丁目
同上の区域（昭和五十五年五月十二日現在の地番による。）	湖山町南四丁目の全域、湖山町字西代の全域、湖山町字松ヶ前の全域、湖山町字鴨堀端ノ一の全域、湖山町字鴨堀端ノ二の全域、湖山町字鴨堀端ノ三の全域、湖山町字嵐隠の全域、湖山町字沖ノ瀬の全域、湖山町字新開ノ一の全域、湖山町字新開ノ二の全域、湖山町字新開の全域並びに湖山町字新開ノ三、三五一三、三五一四、三五三五及びこれらと一体をなす国有地	湖山町南五丁目の全域、湖山町字鴨堀端嵐隠の全域、湖山町字荒神前の全域並びに湖山町字新開ノ三、三五四五、三五四五の一、三五四五の二、三五四六、三五四六の一、三五四六の二、三五四七の一から三五四七の一三まで及びこれらと一体をなす国有地
廃止する字の名称	湖山町字西代、湖山町字松ヶ前、湖山町字鴨堀端ノ一、湖山町字鴨堀端ノ二、湖山町字鴨堀端ノ三、湖山町字嵐隠、湖山町字沖ノ瀬、湖山町字鴨堀端嵐隠、湖山町字荒神前、湖山町字新開ノ一、湖山町字新開ノ二、湖山町字新開及び湖山町字新開ノ三	

鳥取県告示第九百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による嶋地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

<p>新たに画する字の名称</p> <p>里仁字八反田</p>	<p>同上の区域（昭和五十五年五月九日現在の地番による。）</p> <p>里仁字上八反田一〇四の一、一〇五の一部、一〇六の一部、一〇七の一から一〇七の三まで、一〇八の一、一〇八の二及びこれらと一体をなす国有地、里仁字中町、一一五の二、徳尾字中島の全域、徳尾字熊ヶ坪ノ二、四七八の四の一部、徳尾字西老町田四八二の一部及びこれと一体をなす国有地、大桧字スクモ田二七の一の一部、二八の一の一部、二八の二の一部、三一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大桧字西スクモ田三二の二の一部、三七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大桧字白木</p>	<p>大桧字東白木三の一部、四の一部、五、六の一部、七の一部、一から一三までの一部、一四、一五の一、一五の三から一五の六まで及びこれらと一体をなす国有地、大桧字中白木一六の一、一七の一、一八、一九の一部、一九の一の一部、二〇の一部、二二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大桧字スクモ田二六の一部、大桧字西スクモ田三八の二の一部、三九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大桧字西白木一〇の二の一部、一一の二、一二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに嶋字土居ノ下八二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>区域を変更する町及び字の名称</p> <p>徳尾字神田</p>	<p>同上の区域（昭和五十五年五月九日現在の地番による。）</p> <p>徳尾字神田のうち二八三の一、二八八の一、二八九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二八四次一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>徳尾字徳尾境</p>	<p>徳尾字徳尾境のうち二九〇の一、二九一の二、二九一の三、二九二の三、二九二の四、二九三の三、二九四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>徳尾字西老町田</p>	<p>徳尾字西老町田のうち四八二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、徳尾字熊ヶ坪ノ二、四七八の三、四七八の四の一部、四七九の三及びこれらと一体をなす国有地、徳尾字花原の一、四八三の一部、四八四、四八五の一、四八五の二、四八六の一の一部、四八七、四八八の三及び</p>

	<p>これらと一体をなす国有地、徳尾字花原の二の全域、大橋字東白木二の二の一部、二の二の一部、三の一部、四の一部、六の一部、七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大橋字中白木二三の一部、二五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>嶋字柏原</p>	<p>嶋字柏原の全域、嶋字阜越二〇の一、二〇の二、二〇の四から一〇の七まで、一一の一、一一の二、一一の四から一一の七まで、一二の一、一二の二、一二の三、一二の四から一二の六まで、一三の一から一三の三まで、一四から一八まで、一九の一部、二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、嶋字五反田二一から二三までの一部、二四の一部、二四の二、二五の一部、二六の二、二六の三、二七の二、二七の三、二八の二及びこれらと一体をなす国有地、嶋字上ミ中坪四二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、嶋字下モ中坪五五の一部、五六の一部、五七の一部、五八の三及びこれらと一体をなす国有地、嶋字神田二八〇の一、二八〇の三、二八一、二八二の一、二八七の一及びこれらと一体をなす国有地、徳尾字神田二八三の一、二八八の一、二八九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二八四次一と一体をなす国有地の一部並びに徳尾字徳尾境二九〇の一、二九一の二、二九一の三、二九二の三、二九二の四、二九三の三、二九四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>嶋字五反田</p>	<p>嶋字五反田のうち二一から二三まで、二四の一、二四の二、二五の一、二六の二、二六の三、二七の二、二七の三、二八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>嶋字上ミ中坪</p>	<p>嶋字上ミ中坪のうち四二の二の一部、五一の四の一部、五二の一部、五三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、嶋字五反田二三の一部、二四の一部、二五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに嶋字下モ中坪五四の一部</p>
<p>嶋字下モ中坪</p>	<p>嶋字下モ中坪のうち五四の一の一部、五五の一の一部、五六の一の一部、五七の一の一部、五八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、嶋字阜越一九の一部、二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、嶋字五反田二一から二三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、嶋字上ミ中坪五一の四の一部、五二の一部、五三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大橋字東白木一、二の一部、四の一部、九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに徳尾字花原ノ一、四八六の一の一部、四八八の四及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>嶋字四反田</p>	<p>嶋字四反田の全域、嶋字土居ノ下八一の三、八二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大橋字東白木四の一部、六の一部、七の一部、八、九の一部、一〇、一一から一三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

嶋字土居ノ下	嶋字土居ノ下のうち八一の三、八二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
嶋字神田	嶋字神田のうち二八〇の一、二八〇の三、二八一、二八二の一、二八七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
里仁字中町	里仁字中町のうち一一五の二以外の区域
大橋字東白木	大橋字東白木のうち一、二の一、二の二、三から一四まで、一五の一、一五の三から一五の六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大橋字中白木	大橋字中白木のうち一六の一、一七の一、一八、一九、一九の一、二〇から二二まで、二二次一、二三から二五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大橋字スクモ田	大橋字スクモ田のうち二六の一部、二七の一の一部、二八の一の一部、二八の二の一部、三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大橋字東白木二の二の一部、三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大橋字中白木一九の一部、一九の一の一部、二〇の一部、二二、二二の一部、二二次一、二三の一部、二四、二五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大橋字スクモ田三二の二の一部、三七の二の一部、三八の二の一部、三九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大橋字西白木一一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、徳尾字西老町田四八二の一部及

大橋字西白木	大橋字西白木のうち一一〇の二、一一一の二、一一二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
廃止する字の名称	徳尾字中島、徳尾字熊ヶ坪ノ二、徳尾字花原ノ一、徳尾字花原ノ二、嶋字阜越、里仁字上八反田及び大橋字西スクモ田
<p>鳥取県告示第九百九十六号</p> <p>原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。</p> <p>昭和五十五年十一月七日</p> <p>鳥取県知事 平 林 鴻 三</p>	
指定年月日	昭和五十五年十月三十一日
名称	桜井皮膚科医院
所在地	鳥取市永楽温泉町一六三 象沢ビル二階

鳥取県告示第九百九十七号

昭和五十五年九月三日付けで東伯町から申請のあつた土地改良(三本杉地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十一月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十八号

昭和五十五年九月十一日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(谷中地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十一月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十九号

昭和五十五年九月十一日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(父原地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十一月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千号

昭和五十五年九月十六日付けで岩美町から申請のあつた土地改良(外邑地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十一月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千一号

昭和五十五年九月二十九日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良(草池地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十一月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二号

昭和五十五年九月二十九日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良(海川地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十一月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る瀬地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る嶋地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年十一月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字鷹狩字乙提谷一〇五四(次の図に示す部分に限る。

)、大字用瀬字丸山一〇五三の一〇、一〇五三の一、一〇五三の二

一から一〇五三の二六まで、一〇五三の二八、一〇五三の三〇

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて覧覧に供する。)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む)】